

第130回行政苦情救済推進会議 議事要旨

1 日 時：令和5年12月13日(水)16:15～16:40

2 場 所：中央合同庁舎第2号館 1006会議室 (Web会議併用)

3 出席者 (敬称略)

座 長 江利川 毅

梶田 信一郎

齋藤 誠 (Web)

榊原 一夫 (Web)

高橋 滋 (Web)

星 政良

南 砂

事務局(総務省) 行政評価局長

大臣官房審議官

行政相談企画課長

行政相談管理官

企画官

企画官

菅原 希

原嶋 清次

徳満 純一

柏尾 倫哉

高田 賀夫

船橋 昌広

4 議 題

○ 審議案件

調理師試験の受験に必要な「調理業務従事者証明書」を取得できない場合の対応
について (第127回、第128回及び第129回付議案件)

5 議事要旨

○ 審議案件

調理師試験の受験に必要な「調理業務従事者証明書」を取得できない場合の対応について（第127回、第128回及び第129回付議案件）

事務局から、厚生労働省が実施した都道府県への調査結果及び当該調査結果を踏まえた同省の対応について、説明が行われた。出席者の主な意見等は以下のとおり。

- ・ 相談事例と同様と思われる案件は少ないので、負担はそれほど生じないと思うが、都道府県に新しい負担をかけるのであれば、この方針について、都道府県に意見を聞いていただいた方が良かったのではないか。
- ・ 都道府県の意見でも、第三者証明を全面的に認めることには懸念があるということなので、まず都道府県が間に入り、仲裁を経てもなおやむを得ないと認められた場合は例外的に第三者証明と、まずは二段階の措置をやってみて、改善すべき点があれば、さらに考えるという方向性で進めていただければと思う。

これまで議論してきた相談案件は、雇用者の側に問題があるというものであったが、今後、受験希望者の方に問題があるという案件も想定され得ると思うので、今回の措置で、少なくとも両者の意見を聞く機会を確保できるのは良いのではないか。

- ・ 第三者証明について、都道府県の意見は後ろ向きの状況であったように受け止められるが、厚生労働省としては、都道府県に仲裁をお願いし、十分意見を聞いた上で、第三者証明についても考えていこうというスタンスで、漸進的な解決策であるので、これでやっていただくことで良いのではないか。

今後、相当期間を設け、その後の状況について、会議にご報告いただき、見守っていくというのもありではないか。

- ・ 都道府県の意見を汲み、余り事務負担が大きくなるようなことがないように対応していただければと思う。
- ・ 委員の基本的な御意見は、厚生労働省からの改善案をまずやらせようということ。さらに、都道府県の負担にならないかを含め、実施状況について、しばらく期間をおいてフォローしたらどうか。厚生労働省は当初は非常に堅かったが、ここまでやりますとしているので、しっかりやらせようということ、言いつばなしではなくて、例えば3年くらいをめどに、これで上手くいっているかどうか実施状況を確認してくれということ、この会議で出た意見を、厚生労働省に伝えてほしい。

以上